

(様式 1 - 3)

二本松市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	4	事業名	原瀬住民集会施設整備事業	事業番号	C-9-1
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	二本松市（直接）	
総交付対象事業費		22,500 (千円)	全体事業費	25,000 (千円)	
事業概要					
<p>地震による被害を受け使用できなくなった原瀬住民会館の代替施設として、付近の市有施設敷地内に集会施設機能を持たせるため、施設の増築(別棟)を行う。</p> <p>原瀬地区は自然公園である磐梯朝日国立公園の隣接地に位置しており、この地域の豊富な森林資源を有効活用した地域材を含む国産材による木造の公共建築物を整備する。</p>					
<p>【木質バイオマス施設等緊急整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none">原瀬住民集会施設整備工事 木造平屋建て 30 坪					
<p>※二本松市復興計画 (P 31)</p> <p>施策の柱 3 人づくり・地域づくり</p> <p>施策 2 (1) 市民との協働による地域づくり</p> <p><u>取り組み事項 地域自治活動の推進</u></p>					
<p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>集会施設設計業務 (一式) 2,500 千円</p>					
<p><平成 25 年度></p> <p>集会施設整備工事 (木造平屋建て 30 坪) 21,000 千円</p> <p>施工管理業務 (一式) 1,500 千円</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災により市内の建築物・道路・電気・水道等に甚大な被害を受けた。原セ地区にあっては地域コミュニティ施設である住民会館が被災により使用できなくなり、早急に地域コミュニティの拠点整備を進める必要がある。</p> <p>市内には多数の集会所があり被災した施設も多いが、その中でも市が所有し住民が管理する集会所 30 施設のうち原瀬住民会館については、地区内約 300 軒のうち半数以上が被災し、半壊以上となった住宅も 2 割と特に被害が大きく、地区住民による集会所建設は困難な状況である。</p> <p>このため、原セ地区住民約 1,300 人が安全に安心して暮らせる地域づくりを進める復興の拠点施設として市有施設を増築することにより集会施設の整備を行う。</p>					
<p>※区域の被害状況も記載して下さい。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

二本松市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	造成宅地滑動崩落緊急対策事業	事業番号	D-14-1
交付団体		二本松市	事業実施主体(直接/間接)	二本松市(直接)	
総交付対象事業費		126,000(千円)	全体事業費		126,000(千円)

事業概要

地盤の滑動崩落等により被害を受けた造成宅地の復旧及び二次災害を防止するための滑動崩落防止の対策工事を緊急に行う。また、崩落した土砂により一級河川若宮川を閉塞させたため、崩落土砂の撤去も行い、河川・道路の安全確保を図る。

[事業内容]

対象地区 二本松市太田地区 特別養護老人ホーム羽山荘

対象面積 A=7,900 m² (盛土上に存在する家屋数 19戸(1戸/1居室))

対策工 滑動崩落防止工事(排土工、法面工、横ボーリング工、地盤改良工、軽量盛土工)

※二本松市復興計画(P9)

施策の柱1 安全・安心のまちづくり

施策1 (2) ライフライン及び公共施設の早期復旧

取り組み事項 災害復旧事業

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成24年度>

法面の崩落土を排土し、地盤改良・横ボーリング等で法面の安定を図る。

測量設計調査、造成宅地防災区域の指定、崩落土砂撤去、崩落防止の工事施工

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、これまで安定していた昭和48年度に造成盛土された特別養護老人ホーム羽山荘敷地において、地震直後に敷地盛土部の沈下等が発生し、盛土地盤内においては底面部の破壊(すべり面)が生じたと推定されるが、盛土部の側方部抵抗により地震直後の法面崩落には至らなかった。しかし、地震後の地下水・降雨により盛土底面部・側方部の劣化が進行し抵抗力の低下が生じた結果、降雨等による盛土部内の水分量が上昇し、抵抗力を超過したことで、平成24年7月8日に敷地法面の崩落が発生した。また、これにより一級河川若宮川を閉塞させた。

関連する災害復旧事業の概要

敷地法面崩落により、一級河川若宮川の護岸が崩壊したが、河川災害として、今後災害査定を実施し、復旧工事を行う予定である。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性